○商工委員会

内閣提出法律案 (二件)

| 23 | 22 | 番 号 | |
|--|---------------------------------------|----------------------------|----|
| 案を関する。本様のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | 特定地域中小企業対策臨時措置法案 | 件 名 | |
| " | 衆 | 院議先 | |
| | 六 | 月 | 提 |
| 111,01 | X1′10′≒11 | 日 | 出 |
| (予) | (予)可決 | 付委員 託 議委員 | 参議 |
|) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A | 决 可 完 決 夫 | 決 議 本 会 議 決 | 院 |
| 10′111 | K17107三 可决可决 | 付 員 会 委 | 衆 |
| 二、 決 <u>五</u> | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 員 決会 | 議 |
| · 五 可 : · 决 六 | (二) 可 | 議本会議 | 院 |
| | | 備 | |
| | | 考 | |

| 特定地域中小企業対策臨時措置法案 |
|------------------|
| (閣法第二二号) |

要旨

ることにより、これらの地域における経済の安定等に寄与新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置を講ずについて、その経営の安定を図りつつ、新分野への進出等事業活動に著しい支障を生じている特定地域の中小企業者本法律案は、円高の進展、北洋漁業規制の強化等により

することを目的とするものであつて、その主な内容は次の

一、特定地域の指定

とおりである。

じていると認められる地域を特定地域として政令で指定地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生地域経済において相当程度のウェイトをもつため、そのきな影響を受けている業種に属する事業所の事業活動が、

する。

二、経済的環境適応計画の承認

等新分野への進出に関する事業などに必要な措置に関す生じているもの(特定中小企業者)等は、新商品の開発生定地域の中小企業者であつてその事業活動に支障を

三、承認を受けた特定中小企業者等に対する助成措置

承認を受けた特定中小企業者等が、計画に基づいて新

きる。

の特例、②試験研究税制の特例、③地方税の特例、④設分野への進出に関する事業等を行う際には、①信用保険

備近代化資金の償還猶予などの助成措置を講ずる。

四、資金の確保

国等は、承認を受けた中小企業者が計画を実施するの

に必要な資金の確保に努めるものとする。

五、特定地域の活性化対策

の新増設を行う企業に対し、①機械等の特別償却、②買特定地域の活性化を図るため、特定地域における工場

置を講ずる。

換資産の特例、

③特別土地保有税の非課税などの助成措

対策等臨時措置法の一部を改正する法律案は、円高などに

次に、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換

六、その他

せんの実施、特定地域における公共事業の実施等に関し、国は、特定中小企業者のための下請取引の広域的あつ

必要な配慮を加える。

七、法律の有効期間

にその効力を失う。 この法律は、施行の日から起算して五年を経過した日

委員長報告

会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました両案につきまして、商工委員

を講ずることを定めたものであります。と講ずることを定めたものであります。まず、特定地域中小企業対策臨時措置法案は、円高の進まず、特定地域中小企業対策臨時措置法案は、円高の進まず、特定地域中小企業対策臨時措置法案は、円高の進まず、特定地域中小企業対策臨時措置法案は、円高の進まず、特定地域中小企業対策臨時措置法案は、円高の進

額の別枠を引き上げようとするものであります。産関連保証及び国際経済関連保証に係る無担保保険の限度金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険につき、倒よつて経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資

質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。地域の指定基準、中小企業金融のあり方等について熱心な委員会におきましては、両案を一括して議題とし、特定

正案に反対である旨の発言がありました。内閣の意見を聴取しましたところ、田村通産大臣より本修内閣の意見を聴取しましたところ、田村通産大臣より本修特定地域中小企業対策臨時措置法案に対する修正案が提出質疑を終わりましたところ、日本共産党の市川理事より、

おり可決すべきものと決定いたしました。成少数により否決され、本法案は全会一致をもつて原案ど論に入りましたが、発言もなく、採決の結果、修正案は賛かいで、特定地域中小企業対策臨時措置法案について討

おり可決すべきものと決定いたしました。論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案ど対策等臨時措置法の一部を改正する法律案については、討次に、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換

目の附帯決議が行われました。なお、特定地域中小企業対策臨時措置法案に対し、七項

以上、御報告申し上げます。

措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時

医

本法律案は、最近における貿易事情の急激な変化に伴う内外の経済的事情の著しい変化等によつて経営の安定に支ため、中小企業信用補完制度の拡充を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。その無担保保険の付保限度額の払充を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

の別枠を一千万円増額して二千万円とする。際経済関連保証について、その無担保保険の付保限度額二、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づく国